

徳島県告示第六百十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年十月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	の受理日	年 月 日
合同会社和美	阿波市阿波町小倉二〇五番地四	ぴっぴ	阿波市土成町水田堂ヶ池一五三一	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和四年六月 三十日	令和四年六月 三十日